国際財務報告基準における金融資産の認識 中止に関する会計基準

―特別目的事業体の連結会計基準との関係を中心に―

成知謙豪 愛知産業大学

要旨

金融資産の証券化取引において顕在化する、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結に関する会計基準の関係に関する論点とは、金融資産の認識中止に関する会計基準と、事業体である SPE の連結に関する会計基準においてそれぞれ用いられている「支配」の相互関係をめぐる問題である。

IASBは、これらの関係について、1997年 DPの時点から現在 (2009年公開草案)に至るまで、約14年近くに渡って検討を重ねている。その結果、2003年版 IAS 第39号において、「連結レベルでの認識中止」を求めることで、両基準における支配を別個のものとしつつも、連結財務諸表上で財務構成要素アプローチの結果を反映させることを可能にしている。この考え方は、2009年公開草案においても踏襲されている。ただし、2009年公開草案の代替案では、以前の基準書である1998年版 IAS 第39号と同様に、連結における支配との調整は図られていない。これは、それぞれの会計基準を適用した結果を会計上の事実として捉えたためである。

財務構成要素アプローチを導入した本来的な意図である「証券化取引の実質を財務諸表に反映させる」という視点からみれば、2009年公開草案で示されている2つの考え方のうち、2003年版IAS第39号における「連結レベルでの認識中止」を踏襲した「報告企業レベルでの認識中止」を確定版の基準書として導入する必要があると考えられる。

I. はじめに

金融資産の証券化取引に関する会計の中心的な課題に、金融資産の認識中止に関する会計基準と、特別目的事業体(SPE:Special Purpose Entities)の連結に関する会計基準、金融資産の認識中止に関する会計基準とSPEの連結に関する会計基準の関係に関する論点がある。

本稿では, これらの論点のうち, 金融資産 の認識中止に関する会計基準と SPE の連結 に関する会計基準の関係について, 国際会計 基準委員会(IASC:International Accounting Standards Committee) および国 際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board) においてこ れまでに行われた議論を整理する。次いで、 現行の国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standard) で ある 2003 年版の IAS 第 39 号 「金融商品: 認識および測定|で求められている「連結レ ベルでの認識中止」と、2009年3月に公表 された公開草案「認識中止(IAS第39号及 び IFRS 第7号の改訂案) | で提案されてい る「報告企業レベルでの認識中止」の意義, ならびに同公開草案で提案されている。 代替 案を検討について検討する。最後に、2009 年の公開草案で提案されている、金融資産の 認識中止に関する会計基準と SPE の連結に 関する会計基準の関係に関する2つの考え方 について, 筆者なりの見解を述べる。

II. 金融資産の認識中止に関する会計基準と特別目的事業体の連結会計基準との関係

1. 金融資産の認識中止に関する会計 基準の基本的な考え方

金融資産の認識中止に関する基本的な考え 方は、リスク・経済価値アプローチ(Risk and Rewards approach)と、財務構成要 素アプローチ(Financial Components Approach)と呼ばれる2つの考え方がある。

リスク・経済価値アプローチとは、資産の リスク・経済価値のほとんど全てが他に移転 した場合に当該金融資産を認識中止するとい う考え方である。このアプローチの下では、 譲渡人は、金融資産の全体を認識中止するか (売却処理)、あるいは認識を継続するか(担 保付借入)のいわばオール・オア・ナッシン グで認識中止の可否の判断が求められる。

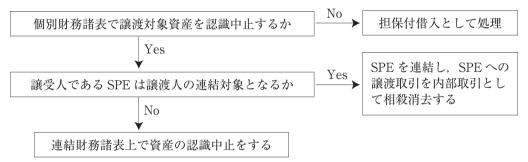
これに対して、財務構成要素アプローチは, 金融資産をその構成要素(これを財務構成要 素という)に分割可能なものとして捉えるこ とを前提としたものであり、財務構成要素に 対する「支配」が他に移転した場合に、当該 移転した財務構成要素を認識中止し、留保さ れる財務構構成要素を引き続き認識するとい う考え方である。なお、財務構成要素アプロ ーチは、米国財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board) が1996年に公表した財務会計基準書第125 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに 負債の消滅に関する会計処理」において初め て導入された考え方であり, 証券化取引 (securitization) を前提とした金融資産の認 識中止に関する会計基準として導入されたも のである。

2. 特別目的事業体の連結に関する会計基準の基本的な考え方

SPE 以外の通常の事業体とは異なり、SPE は、議決権の過半数所有の有無や意思決定機関に対する支配の有無では連結要否の判断をすることは困難である。なぜならば、通常、SPE に認められる活動は、その設立時の法的文書(定款に相当)であらかじめ決定された内容に制限されており、また、名目的な資本のみで設立されるためである。そのため、SPE の連結要否の判断にあたっては、日・米・IFRS のいずれの現行会計基準にお

典型的には、金融資産の証券化取引の会計処理において顕在化する。具体的には、金融資産の証券化取引において、譲渡人(金融資産の原保有者/オリジネーター)が個別財務諸表上で、金融資産の一部または全部に対する「支配なし」として、当該金融資産を認識中止した場合であっても、譲渡人が譲受人である SPE のリスクと経済価値の過半を保有していることで、当該 SPE を「支配している」と判断された場合には、認識中止の結果は連結財務諸表上には反映されないことになる。これを図示すると次のとおりである〔図1〕。

〔図 I〕金融資産の証券化取引における金融資産の認識中止と特別目的事業体の連結会計基準の関係



いても、SPEから生じるリスクと経済価値を最も享受あるいは負担する者に、当該SPEの連結を求めている。

3. 金融資産の認識中止に関する会計 基準と特別目的事業体の連結会計 基準との関係の整理

金融資産の認識中止に関する会計基準と SPEの連結に関する会計基準との関係は, この点について、Jeffrey (2002.348) は、「金融資産の認識中止の結果が SPE の連結によって覆されることになる」と指摘しており、秋葉 (2002.28) は、「資産がオフバランス化 (認識中止:筆者注) されたことと SPE の連結が整合的におこなわれるかどうかが問題」と指摘している。つまり、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結との関係に関する論点は、金融資産の認識

¹⁾ FASB 金融商品プロジェクトにおいて行われた財務構成要素アプローチをめぐる議論の概要については、FASB (1996) および山田 (1995) を参照されたい。また、証券化取引の考え方については、藤井 (2006. 129 -131.)、Kothari (2006)、Ryan (2007. 189-254.) を参照されたい。

²⁾ SPE の連結に関する会計基準の全体像については、威知(2007)を参照されたい。

中止に関する会計基準と、事業体である SPEの連結の連結会計基準においてそれぞ れ用いられている「支配」について、その有 無を含めどのような関係にあるかという問題 であると捉えることができる。

III. 金融資産の認識中止に関する会計基準と特別目的事業体の連結に関する会計基準をめぐる当初の議論

I. IASC 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止要件と特別目的事業体の連結会計基準をめぐる議論

IASC は, 1997年3月にカナダ勅許会計 士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants) と共同で公表したディスカ ッション・ペーパー「金融資産及び金融負債 の会計処理 | (以下, 1997年DP) において, 財務構成要素アプローチの導入を提案すると 共に、譲受人が SPE であることを念頭に置 いた金融資産の認識中止の要件を設けている。 具体的には、(1)譲渡人は、SPE を支配して いないこと、(2) SPE (の活動-筆者注) は、 資産の保有、資産から生じる現金収益の回収、 回収した現金収益を分配までの間に投資(再 投資-筆者注) すること、および、受益権保 有者への収益の分配, に限定されていること, の2つの要件を満たすことを求めている (1997年DP, Chap. 3, pars. 9. 18(a), (b).)。

このように, 1997 年 DP では, 金融資産 の認識中止の判断にあたって, SPE が譲渡 人の連結範囲に含まれていないことを求め、さらに、SPE の活動を「会計基準上で規定する一定の事項」に制限しているのである。したがって、1997 年 DP は、金融資産の認識中止の前提として SPE が連結範囲に含まれていないことを求めることにより、財務構成要素アプローチによる金融資産の認識中止の結果を、連結財務諸表上においても反映させることを意図していると考えることができる。

2. 公開草案第62号「金融商品(案): 認識及び測定」およびIAS第39号 「金融商品:認識及び測定」におけ る金融資産の認識中止要件と特別 目的事業体の連結会計基準

1997年 DP の公表後, IASC は,金融資産の認識および測定に係る暫定基準の完成に向けて,1998年6月に公開草案第62号「金融商品(案):認識及び測定」(以下,公開草案第62号)を公表した。公開草案第62号で提案されている金融資産の認識中止に関する基本的な考え方は,1997年 DP と同様に財務構成要素アプローチであり,これは,同年12月に公表された IAS 第39号「金融商品:認識及び測定」(以下,1998年版 IAS 第39号) においても踏襲されている。

ただし、公開草案第62号では、1997年 DPで提案されていたSPEの連結に関連する金融資産の認識中止要件(SPEを支配していないこと、SPEの活動を基準上で制限すること)は削除されている。さらに、1998年版IAS第39号では、「譲渡人がその資産

³⁾ SPE に認められる活動を会計基準上で制限することは、「一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定」(SFAS 第 125 号(後に SFAS 第 140 号へ差し替え)に規定される適格 SPE を連結除外とする規定)の考え方に近いが、1997 年 DP は、例外規定の設定そのものを指向したものではない。

を認識中止したにも関わらず、ある場合には、その譲渡人は、IAS第27号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」並びにIASC解釈指針書第12号「連結ーSPE」に従って、そのSPEを連結するよう要求されることがあり得る」としている(IAS第39号par. 41、footnote)。すなわち、1998年版IAS第39号では、金融資産の認識中止の問題とSPEの連結の問題を別個の問題として捉えることが明示されているのである。

このように、公開草案第62号および確定版の基準書として公表された1998年版IAS第39号では、金融資産の認識中止の問題とSPEの連結の問題を別個の問題として捉えており、金融資産の認識中止の要件の1つに「SPEを支配していないこと」を求めた1997年DPとは対照的なものとなっている。

3. 解釈指針委員会における金融資産 の認識中止要件と特別目的事業体 の連結会計基準をめぐる議論

解釈指針委員会 (SIC: Standing Interpretation Committee) では, 1997年12月 に開催された SIC 会議以降, SPE の連結に 関する議論が行われ、1998年6月に公表さ れた解釈指針書公開草案 D12 号を経て、 1998年11月に解釈指針書第12号「連結ー SPE | (以下, SIC 第12号) を公表してい る。同号の議決(SICにおける議決)にあ たっては、(1)「リスクと経済価値」の考え方 と「支配」(連結における支配をいう。筆者 注)の考え方を混同していないか、(2)公開草 案第62号の金融資産の認識中止の考え方と の関係はどうか、(3)金融資産の認識中止と連 結の問題は別個の問題であるか, それとも同 時に解決すべき問題か、という3つの論点に ついての検討が重ねられている。このうち(2) と(3)の論点は、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結会計基準との関係に言及するものであり、検討の結果、「金融資産の認識中止の問題と連結との問題は別々の会計問題として考える」(小宮山。1999.78)としている。また、山崎・山田(1999)は、IASC における SIC 第12号の公表決定に至る経緯を次のとおり報告している。

「日本公認会計士協会としては,委員会案 (SIC第12号をいう一筆者注) に示された 支配力を基準として SPE も連結に取り入れ るべきであるという考えの基本は支持するも, 金融資産の証券化における認識中止の基準と 関連して、1998年6月付け原案(解釈指針 書公開草案 D 12 号をいう一筆者注) に示さ れた考えだけでは、SPE に譲渡されたとし て一度認識中止された金融商品が SPE の連 結によって再び連結財務諸表上資産として計 上されるということとなり、 論理矛盾を生ず るから SIC 第12号を出すことを保留すべき と提案していた。日本の指摘した問題点と同 様のポイントを指摘したのはドイツと米国で あり、米国は SPE の問題は非常に複雑であ り慎重に検討すべきであると主張した。採決 は2度行われ、最初は支持11票、反対(日 本を含む) 4票,棄権1票であった。この結 果一旦この案は廃案になりかけたが、その後 改めて議論を行って採決を行った結果, フラ ンスが支持に廻ったことにより2度目は支持 12票, 反対 (カナダ及び米国) 2票, 棄権 (日本を含む) 2票となり、かろうじて支持 され発行されることとなった」(山崎・山田。 1999. 78-79)

このように、IASCでは、金融資産の認識 中止に関する会計基準とSPEの連結に関す る会計基準との関係について、1997年DP、 公開草案第 E 62 号および解釈指針書公開草案 D 12 号の段階で問題点として認識しているものの、1998 年版 IAS 第 39 号と SIC 第 12 号において、金融資産の認識中止の問題と連結との問題は別々の会計問題として考えるとしている。すなわち、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結に関する会計基準のそれぞれを適用した結果を、会計上の事実として捉えているのである。

- IV. 1998 年版 IAS 第 39 号 公 表以降の金融資産の認識中 止に関する会計基準と特別 目的事業体の連結会計基準 をめぐる議論
- I. JWGドラフト基準「金融商品および類似項目」における金融資産の 認識中止要件と特別目的事業体の 連結会計基準

JWG (Joint Working Group of Accounting Setters) により 2000 年 12 月に公表されたドラフト基準「金融商品および類似項目」(以下,ドラフト基準)では,1997 年 DP と同様に金融資産の認識中止の基本的な考え方として,財務構成要素アプローチの採用が提案されている。加えて,ドラフト基準では,金融資産の認識中止に関するこれまでの基準案や基準書とは異なり,金融資産の認識中止要件の適用順序がフローチャート形式で示されている [図 2]。

このフローチャートによれば,金融資産の 認識中止の要否の判断にあたって,最初に 「譲渡人は,譲渡人以外の者と譲受人としてではない実質的な事業を行うか」を判断することが求められおり (Q1),次いで,金融資産の構成要素別に当該資産に対する支配が放棄されているか否かについての要件を満たすか否かの判断が求められている (Q2~6)。このように,金融資産の認識中止の要否を判断する要件に,SPEが譲渡人の連結範囲に含まれているか否かの判断が組み込まれているのである。

ただし、ドラフト基準では、連結の問題は プロジェクトの範囲外として, 金融資産の認 識中止の問題と SPE の連結の問題を別個の 問題することが明示されており、「親会社 (譲渡人) とその子会社の1つ (譲受人) と の間の譲渡で、その金融資産が、親会社の個 別(非連結)財務諸表では認識中止とされる 一方で、親会社の連結財務諸表では認識中止 されないという場合もありうる。」と指摘し ている (ドラフト基準, pars 231, BC3.30)。 このように、ドラフト基準では、金融資産 の認識中止の要否の判断基準に SPE の連結 の状況を組み入れて、その適用順序を示して いるものの、根本的には、IAS第39号と SIC 第12号と同様に、金融資産の認識中止 の問題と連結との問題は別々の会計問題とし て考えることが提案されているのである。

2. 2003 年版 IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」における金融資 産の認識中止要件と特別目的事業 体の連結会計基準

2003年12月に改訂されたIAS第39号

⁴⁾ JWG は、1997 年 DP を基礎とした金融商品の包括的かつ国際的に認められる会計基準の開発を目的として、IASC と当時の主要会計基準設定主体(米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本)から構成された組織である。

. Q1:譲渡人は,譲渡人以外の者と.譲受人としてではない 実質的な事業を行うか? No Box 1 No 'Q2:譲渡された金融資産(又はその構成要素)は,譲渡人 譲渡の結果として、認 から隔離されているか? 識も認識中止も行わな V30 Yes No Box 2 O3:譲渡人は、資産に対する継続的関与を有しているか? 認識中止する。 Yes Box 3 Yes Q4:譲受人は、譲渡人が以前に認識していた資産のすべて 資産を認識中止し, 留 を第三者に渡す実際上の能力 (一方的に, かつ, 追加 保されているまたは引 的な制約を課す必要なしに行使できる)を有するか? き受けられている構成 要素を認識する。 Box 4 No 資産を引き続き認識し. Yes O5:譲渡人は受取対価の全額の返済を行うか, または行う 代金の返済に係る義務 可能性のある義務を有するか? を負債として認識する。 Box 5 Box 6 資産の一部の認識を継 譲渡人がすでに所有し Q6:譲渡人は受取対価の一部の返済を行うか、または行う 続し、代金の一部を返 Yes ていない構成要素を認 可能性のある義務を有するか?及び/または、譲渡人 No 済する負債を認識し. 識中止し、今もなお所 は、譲渡された構成要素のうち譲渡人がQ4に示した実 当該資産の残りの認識 有している構成要素を 際上の能力を有さないものに対して、コール・オプショ を中止する。 認識する。 ンを有しているか?

〔図2〕JWG ドラフト基準が提案する金融資産の認識中止要件の適用順序

出所: JWG.2000, par.234.

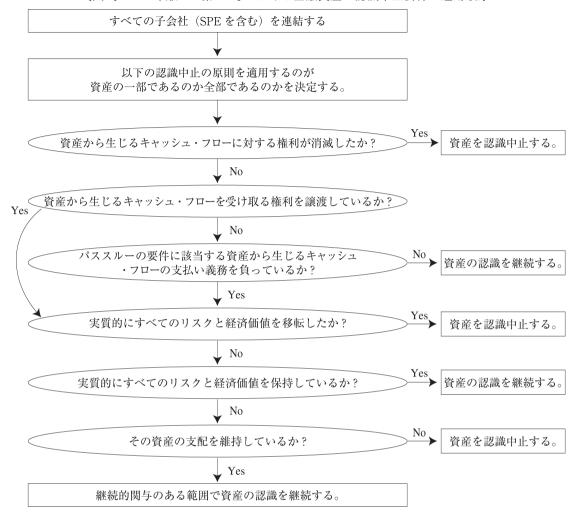
(2003 年版 IAS 第 39 号) は、財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチの適用順序を示すことで、金融資産の認識中止要件の明確化が図られている。加えて 2003 年版 IAS 第 39 号では、金融資産の認識中止と SPE の連結の関係についても整理が図られており、金融資産の認識中止の判断を実施する前に、「SPE を含む全ての事業体の連結要否を判断すること」を求めている〔図 3〕。この点について、Jeffrey (2006. 82) は、「新しい基準 (2003 年版 IAS 第 39 号をいう一筆者注)の有益な特徴は、認識中止のテ

ストが、SIC 第12号適用の後に指定されていることにある。このようにして、IAS 第39号に基づいて認識中止し、次に、SIC 第12号の適用後に再度認識されるという、ナンセンスな従来の体制を回避している」と評価している。

このように、金融資産の認識中止の問題と SPE の連結の問題を別個の問題として捉えた1998年版IAS第39号とは異なり、2003年版IAS第39号では、金融資産の認識中止とSPEの連結との間に一定の関係があることを認めた上で、適用順序を示すことによっ

⁵⁾なお、2003年版 IAS 第39号公表に先立って、IASB は公開草案「IAS 第39号『金融商品:認識及び測定』の改訂案」を2002年6月に公表し、金融資産の認識中止の考え方として、継続的関与アプローチ(Continuing Involvement Approach)を提案している。ただし、同公開草案では金融資産の認識中止要件とSPEの連結会計基準との関係については述べられていないため、本論文の検討対象から除いている。

〔図3〕2003年版 IAS 第39号における金融資産の認識中止要件の適用順序



出所: 2003 年版 IAS 第 39 号, par.AG36.

て、金融資産の証券化取引において生じる、金融資産の認識中止の「支配」と連結(SPEの連結)の「支配」との関係を整理し、連結財務諸表においても財務構成要素アプローチに基づいた金融資産の認識中止の結果を反映させることを可能にしているのである。

3. 2009年3月公開草案「認識中止 (IAS第39号及びIFRS第7号の改 訂案)」における金融資産の認識中 止要件と特別目的事業体の連結会 計基準

サブプライムローン問題から派生した世界的な金融危機を受けて、証券安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum)は、2008年4月に公表した「市場と制度の強靭性の強化に関する金融安定化フォーラム

(FSF)報告書」において、IASBに対してオフバランス事業体 (off-balance sheet entities) に関する会計および開示基準の改善を提言している (FSF. 2008. 25-26)。この要請を受けて、IASB は金融資産の認識中止に関する会計基準の見直しに向けた検討を加速化することを決定し、2009年3月に公開草案「認識中止 (IAS第39号及びIFRS第7号の改訂案)」(IASB. 2009)(以下、2009年公開草案)を公表している。

2009年公開草案では、金融資産の認識中止の判断を「報告企業レベル」で実施することが提案されている。具体的には、報告企業がグループであれば、企業は、IAS第27号およびSIC第12号に従いすべての子会社を最初に連結し、その後、金融資産の認識中止に関する要件を満たすか否かの判断を行うことを求めている(2009年公開草案、par.15A)〔図4〕。このように、2009年公開草案は、金融資産の認識中止の判断をする前に、連結会計基準に従ってSPEを含む事業体の連結要否の判断を実施することを求めており、2003年版IAS第39号の考え方が踏襲されている。

一方で、2009年公開草案では公開草案本文のほかに、代替的見解(alternative views)が掲載されている〔図5〕。ここでは、SPEの連結と金融資産の認識中止に関する会計基準の適用順序については考慮されていない。つまり、代替的見解におけるSPEの連結と金融資産の認識中止に関する会計基準の関係は、SIC第12号および1998年版IAS第39号と同様に、金融資産の認識中止の問題と連結との問題は別個の会計問題として考え、金融資産の認識中止に関する会計基

準と SPE の連結に関する会計基準のそれぞれを適用した結果を、会計上の事実として捉えることが提案されているのである。

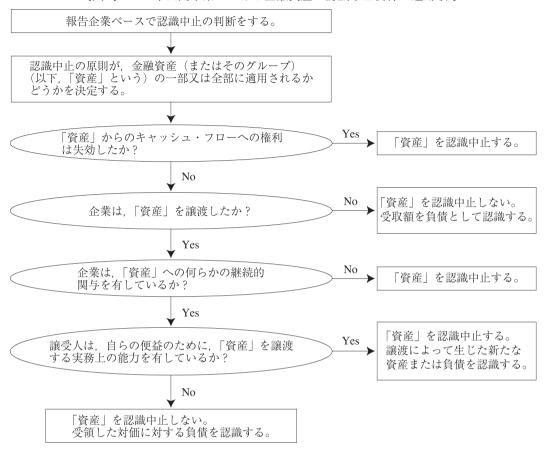
V. おわりに

IASB は、金融資産の認識中止に関する会 計基準(金融資産に対する支配)と、SPE の連結要否の判断に関する会計基準 (SPE を含む事業体に対する支配)との関係につい て、1997年 DP の時点から現在 (2009年公 開草案)に至るまで、約14年近くに渡り検 討を重ねている。その結果, 2003年版 IAS 第39号において、「連結レベルでの認識中 止! を求めることで、両基準における支配概 念を別個のものとしつつも、金融資産の認識 中止の判断基準における支配と事業体である SPE の連結の要否の判断基準における支配 の関係を、その適用順序を示すことで両立を 図り,連結財務諸表上においても財務構成要 素アプローチに基づいた金融資産の認識中止 の結果を反映させることを可能にしている。 この考え方は、2009年公開草案においても 踏襲されている。

一方で、2009年公開草案の代替案では、連結における支配概念との調整は図られていない。そのため、金融資産の一部を認識中止した場合であっても、譲受人である SPEへの支配が認められる場合には、財務構成要素アプローチに基づいた金融資産の認識中止の結果は覆されることとなる。つまり、代替案では、1998年版 IAS 39号と同様に、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結に関する会計基準のそれぞれを適用した結果を会計上の事実として捉えることが提案さ

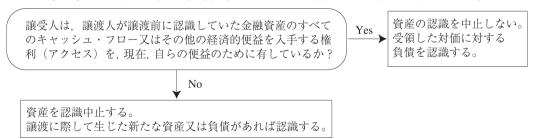
⁶⁾ 本稿でいう SPE に該当する。

〔図 4〕2009 年公開草案における金融資産の認識中止要件の適用順序



出所: 2009年公開草案, par.AG36A.

[図 5] 2009年公開草案(代替案)における金融資産の認識中止要件の適用順序



出所: 2009 年公開草案, par.AV30.

れているのである。

サブプライム問題以降,証券化取引に代表されるストラクチャード・ファイナンスに関する会計基準はより一層の改善が求められおり,会計情報の信頼性を確保するという視点から会計基準の厳格化は不可欠であるものの,財務構成要素アプローチを導入した本来的な意図である「証券化取引の実質を財務諸表に反映させる」という視点からみれば,2009年公開草案で示されている2つの考え方のうち,代替案ではなく,2003年版IAS第39号における「連結レベルでの認識中止」を踏襲した「報告企業レベルでの認識中止」を確定版の基準書として導入する必要があると考えられる。

【参考文献】

- 青木浩子。2003。『新バーゼル合意と資産証券化』 有斐閣。
- 秋葉賢一。1997。「証券化における SPE の連結会 計問題に係わる動向」『資産流動化研究』3: 229-239.
- 秋葉賢一。2002。「金融資産の証券化とオフバランス化:最近の動向を踏まえて」『証券アナリストジャーナル』40 (10): 20-32.
- 秋葉賢一。2008。「連結の範囲をめぐる会計基準の動向」『企業会計』60 (10): 18-25.
- 小宮山賢。1999。「IASC解釈指針委員会(第7回 ロンドン会議)報告」『JICPA ジャーナル』 522:78-80.
- 小宮山賢。2002。「SPE 問題と監査」『会計プログレス』3:31-44.
- 小宮山賢。2005。「資産流動化の会計処理」資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会『「資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会」報告書』財務省財務総合政策研究所。 231-239.
- 柴健次。1991。「金融資産の証券化と資産の認識」 『會計』139 (6): 838-852.
- 威知謙豪。2007。「特別目的事業体の連結会計基準 に関する研究」京都産業大学大学院マネジメント 研究科博士学位論文。

- 威知謙豪。2008。「特別目的事業体の連結会計基準のコンバージェンスに向けた課題:一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定を中心に「『愛産大経営論叢』11:61-71.
- 田中建二。2007。『金融商品会計(ライブラリ会計 学最先端 9)』新世社
- 藤井則彦。1997。『日本の会計と国際会計(増補第 3版)』中央経済社。
- 藤井則彦。2006。『財務管理と会計:基礎と応用 (第3版)』中央経済社。
- 宮田慶一。2004。「金融資産の譲渡の会計処理:留保リスクと便益の認識・認識中止の問題を中心に」『IMES DISCUSSION PATER SERIES』 No. 2004-J-5.
- 山崎彰三・山田辰巳。1999。「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告 (チューリッヒ会議)」 『JICPA ジャーナル』523:373-382.
- 山地範明。2000。『連結会計の生成と発展(増補改 訂版)』中央経済社。
- 山田辰巳。1995。「FASBの金融商品プロジェクト」。米国財務会計基準(金融商品)研究委員会。 『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向:基 準の背景と概要(上巻)』企業財務制度研究会。 第一部第二章:15-46.
- Adhikari, A. 2008. Accounting for Securitizations: A Comparison of SFAS 140 and IASB 39, Journal of International Financial Management and Accounting. 19 (1): 73-105.
- Coyne, T. 2008. Accounting for Securitization: The Post IFRS World. in J.J. de Vries Robbe and P.U. Ali (eds), *Expansion and Diversification of Securitization 2007*. Kluwer Law International BV, 311-346.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1996. SFAS No. 125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities. (日本公認会計士協会国際委員会訳。1996。財務会計基準書第125号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」)
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2000. SFAS No. 140, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities (a Replacement of FASB Statement No. 125). (日本公認会計士協会国際委員会訳。2001。財務会計基準書第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の

- 消滅に関する会計処理 (FASB 基準書第 125 号の更新) |)
- Financial Stability Forum (FSF). 2008. Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2002. Exposure Draft, Proposed Amendments to IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. IAS No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement. (企業会計基準委員会訳。2005。国際会計基準第39号「金融商品:認識および測定」『国際財務報告基準 (IFRS) 2004』レクシスネクシス・ジャパン)。
- International Accounting Standards Board (IASB). 2009. Exposure Draft, *Derecognition*, *Proposed amendments to IAS39 and IFRS7*.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1997. Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities. (日本公認会計士協会訳。1997。ディスカッション・ペーパー「金融資産及び金融負債の会計処理」)。
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998a. SIC Draft Interpretation D12, Consolidation of Special Purpose Entities.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998b. Exposure Draft E62, Financial Instruments: Recognition and Measurement. (日本公認会計士協会訳。1998。公開草案第62号「金融商品(案): 認識及び測定」)。
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998c. SIC Interpretation No. 12, Consolidation—Special Purpose Entities. (日本公認会計士協会国際委員会訳。2001。解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」『国際会計基準書 2001』同文館出版)。

- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998d. IAS No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement. (日本公認会計士協会国際委員会訳。2001。国際会計基準第39号「金融商品:認識および測定」『国際会計基準書2001』同文館出版)。
- Jeffrey, P. C. 2002. International Harmonization of Accounting Standards, and the Question of Off-Balance Sheet Treatment, *Duke Journal of Comparative & International Law*. 12 (2): 341-351.
- Jeffrey, P. C. 2006. The Accounting Consequences of Securitisation. Watson, R. and J. Carter (eds). Asset Securitisation and Synthetic Structures: Innovations in the European Credit Markets. Euromoney Institutional Investor Plc. Chapter 7: 79-87.
- Joint Working Group of Standard Setters (JWG). 2000. Draft Standards and Basis for Conclusions, Financial Instruments and Similar Items. (日本公認会計士協会訳。2001。『金融商品及び類似項目』)
- Kothari, V. 2006. Securitization: The Financial Instrument of the Future. John Wiley & Sons.
- Larson, R.K. 2008. An Examination of Comment Letters to the IASC: Special Purpose Entities. Research in Accounting Regulation. 20: 27-
- Ryan, S.G. 2007. Financial Instruments and Institutions: Accounting and Disclosure Rules (2nd edition). John Wiley & Sons.

〔付記〕

国際会計研究学会第26回研究大会の自由論題報告においては、司会の田中建二先生(明治大学)および大沼宏先生(東京理科大学)より貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝申し上げます。